

大分大学医学部手術手技研修専門委員会細則

平成30年2月6日制定

平成30年医学部細則第1-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、大分大学医学部における遺体を利用した手術手技研修（以下「手術手技研修」という。）について審議するために設置する大分大学医学部手術手技研修専門委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 手術手技研修の実施内容に関する事。
- (2) 手術手技研修の運営経費の評価に関する事。
- (3) 手術手技研修の利益相反に関する事。
- (4) 手術手技研修実施に当たっての取りまとめに関する事。
- (5) その他手術手技研修に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医学教育センター長
- (2) 卒後臨床研修センター長
- (3) 解剖学講座の教授
- (4) 外科系の講座の教授 若干人
- (5) その他学部長が必要と認める者

2 前項第4号及び第5号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

- 3 第3条第1項各号の委員は、自らが実施の責任者となる手術手技研修に関する議事に加わることはできないものとする。

(会議の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成30年2月6日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名される第3条第5号及び第6号の委員の任期は、第4条1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則 (平成31年医学部細則第1-3号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。